

2025年度 社会福祉法人新 事業計画

社会福祉法人新は、児童からお年寄りの方まで、支援を必要とする人たちが自由闊達に利用できる場になるように、活動の場を広げていきます

活動の場は、法人内だけで完結するのではなく、地域の資源を活用し、地域の人たちに喜ばれる法人を目指します。

計画の骨格は、障害者権利条約第5条（平等及び無差別）、第19条（自立した生活及び地域社会への包容）を基本とし、保護の客体とされた障害者を権利の主体へと転換し、インクルーシブな共生社会の創造を目指しています。

障害者差別解消法、児童虐待防止法、高齢者虐待防止法、障害者虐待防止法と合わせた社会全体の問題として取り組んでいきます。

そして、当法人が一番大事にしたい利用者の夢の実現に向けての取り組みを、全職員一体となって推進します。

社会福祉法人新の定款第一章総則目的第一条「この社会福祉法人は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業をおこなう。」

- (1) 第一種社会福祉事業
 - (イ) 障害者支援施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
 - (イ) 障害者福祉サービス事業の経営
 - (ロ) 障害児通所通所支援事業の経営
 - (ハ) 生活困窮者に対する相談支援事業の経営
 - (ニ) 特定相談支援事業の経営
 - (ホ) 一般相談支援事業の経営
 - (ヘ) 障害児相談支援事業の経営

はじめに

東日本大震災から14年、能登半島の大地震から2年。被災された方はその日からおのずと生き方を変らざるを得なくなった。生きるためにいろんなことを常に背負った生き方をしていかねばならない。長年住み慣れた場所も生活スタイルも一瞬のうちに戻ることができなくなった。

福祉の現場で仕事をしている人達は、その仕事に純真に打ち込むことが出来なくなった状況の中で仕事をし続けていると思います。

私たちはそれだけ考えてもいかに幸せなんだろう。背負った分が少ないだけ、障がいを持った人たちにきちんと真正面から取り組んでいける幸せを感じたい。

今年度、非常用自家発電設備整備にかかわる国庫協議書を提出し、国の審査が通りました。これは外部からの供給なしで72時間稼働可能となります。これによっていざとなったら中新田自立スクエアに受け入れ可能な人たちが増えることとなります。

今年度、新規事業はありません。これからの事業を成功に導くため経営基盤の強化を図ります。全職員が運営のことにもかかわり、皆でいい法人を作り上げていくスタイルをぜひ継続していってもらいたい。慣れ親しんだやり方を変えていく、変容していくのは抵抗を感じるかもしれないが、今よりもいい方向へもっていく。今まで問題が生じたからこそいい方向へ変えていかねばなりません。

福祉の世界もどんどん変容していきます。それに合わせていかねば、生き残っていきません。きちんと研修をし、行政の流れも、法律のことも常に頭に入れて業務をこなしていかなければなりません。

GHは今年度より義務化されることがあります。地域連携推進会議の構成員が障がい者GHを見学する機会を設けること。GHもやはり施設だと思います。GHを利用するには自分の家だよと言ってきました。なのに見学者が来るんです。過去、いろいろ問題が発生し、クリアーしていったこのような形になったと思います。地域ぐるみでGHや支援施設の利用者を支えていくといういい方向へ向かっていって行くものだと思います。施設職員のコーディネートする力が試される場でもあります。

今年度より中新田自立スクエアと共同生活援助桜は※1「地域連携推進会議

の設置」が※2義務化となります。

私たちは、どの職務に就いていても利用者中心の仕事をしていきます。

障がいを持ったことで生きずらさを感じてる人のために障害者支援施設があります。決して職員が働き易い職場の為ではありません。「もし自分が、あるいは自分のこどもだったら」という視点で今年度も支援していきましょう。

(※1) **地域連携推進会議**とは⇒「利用者及びその家族、地域住民の関係者、福祉について知見を有する者並びに市町村の担当者などにより構成される協議会」のことを言います。

(※2) **地域連携推進会議の義務**⇒1、サービスの提供に当たって、地域住民またはその自発的な活動などとの連携及び協力を行う地域との交流を図ること。

2、サービスの提供に当たって、**地域連携推進会議**を開催し、おおむね1年に1回以上、地域連携推進会議において事業の運営にかかる状況を報告するとともに、必要な要望、助言などを聴く機会を設けること。

3、地域連携会議の開催のほか、おおむね1年に1回以上、当該地域連携会議の構成員が障がい者グループホームや指定障害者支援施設などを見学する機会を設けること。

4、2の報告、要望、助言などについての記録を作成するとともに、当該記録を公表すること

法人本部の運営

(1) **経営基盤の安定化**。財務基盤の強化をする。※3老朽化した施設の建て替えや※4新規事業の為の財源確保や賃金の上昇を見据え、持続可能な財務体質の強化を図ってまいります。

(2) **法人改革の推進**。法人本部機能の構築を進め法人改革を実施する。本部に各事業所の施設長、事務担当者を配置し、共有できるものは共有可能とする。予算の執行管理各施設の事業予算の執行状況を適時把握しながら法人全体の経理を管理する。

(3) **適正な人事管理と労務管理**を行う。労務管理に関しては、社会労務士を活用し、労務管理を行う。10月からキングオブタイム（勤怠管理クラウドシステム）の導入する。

(※3) ・中新田自立スクエア本体の壁・風呂場の改修

・GH蓮・GHまふの老朽化に伴う住み替え・セラヴィ今福の外壁塗装・工場の解体

(※4) セラヴィ今福隣地の活用 ・れんげ草作業スペースの確保

(4) 危機管理

- ・ 自然災害発生時における※5業務継続計画
- ・ 感染症発生時における業務継続計画

(※5) 業務継続計画 (BCP) とは、自然災害、感染症等の「不測の事故が発生した場合に備えるために、身体、生命の安全確保に加え、重要な事業を中断させない。また中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針・体制・手順を示した計画です。

法人本部の将来構想

- ・ 居宅介護支援事業所の立ち上げ

GH か所定員 47 名になりました。利用者が望む、かゆいところになかなか手が届いていない現状があります。利用者に寄り添う支援をすぐに実行できる資源がなければせっかく地域移行をしたものの、その先が見えていません。現状で利用できる支援がなければ、自前で居宅支援サービス事業所を立ち上げたい。当法人の利用者だけが使うのではなく、地域で居宅支援を必要とされる方も利用できる居宅介護支援サービス事業所を立ち上げていきたい。

- ・ より豊かな日々を暮らす

法人には入所施設・通所施設・GH・放課後等デイサービス等があります。利用者は 160 名、職員は 115 名います。より豊かな日々をくらしていくのに法人が別荘を購入することを考えています。利用者も職員もその家族も自由に使える場所。豪華な別荘ではなく。古くてもいいです。縁側があったり、畑があったり、日向ぼっこが出来たり、川があって水遊びが出来たり、釣りが出来たり、散策が出来たり、畑では、なす、キュウリ、ホウレンソウ、トマトが栽培収穫が出来たり、ゆったりできる場所・・・と夢が膨らみます。この中で 1 つでも可能なことが出来る場所ならば、別荘＝日中活動の場・宿泊施設を購入することを考えています。

私たちの行う支援とは箱物の中で行うのではなく、場所を変えても可能です。どこかの GH が利用する。生活介護が体験する。入所の人交代で利用する。仕事で疲れた職員が利用する。知的障害を持った人にはいい体験を積み重ねることが絶対に必要なことです。豊かな生き方を法人にかかわる皆と共に推進していけたらと考えます。